

三泗陸上競技協会規約

第一章 総則

第1条 本協会は三泗陸上競技協会と称し、三泗地区における陸上競技協会を統轄し、かつこれを代表する団体であって、その目的とするところは陸上競技を健全に普及発達させ、これによって地区内進んで三重県のスポーツ文化の進展に寄与しようとするにある。

第2条 本協会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 陸上競技に関する諸計画を実施し、その技術を指導すること。
2. 三重陸上競技協会に対し、三泗地区を代表して加盟すること。
3. 四日市市スポーツ協会に対し、三泗地区の陸上競技を代表して加盟すること。
4. 三泗陸上競技選手権大会その他の陸上競技会・講習会を開催すること。
5. 三泗地区内に於ける陸上競技記録を公認し三重県記録及びその他の記録を申請すること。
6. その他本協会の目的達成に必要な事業を行うこと。

第二章 役員

第3条 本協会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事長 1名
4. 副理事長 若干名
5. 理事 若干名
6. 監事 2名
7. 専門委員 若干名

前項に定めるもののほか、会長は理事会の承認を経て顧問若干名を推薦することができる。

第4条 会長・副会長は、理事会の決議により推薦する。会長は本協会を代表統轄する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代表する。会長・副会長は当然理事の資格を有する。

第5条 理事長は理事会の決議により委嘱せられる。理事は地区内の学校(学校教育法1条による)の職員及び関係団体より選出する。理事長は事務局長として本協会一般業務の運営についてその責に任ずる。理事は所属する学校または団体を代表して本協会の理事会に出席し、その議決権を行使することができる。

第6条 監事は理事会の決議により委嘱せられる。監事は本協会の業務並びに会計を監査する。

第7条 顧問は会長が推薦し、理事会の承認を経て決定する。

第8条 専門委員は理事長が推薦し、理事会の承認を経て決定する。専門委員は別に定められた専門事項に関する事務を処理する。

第9条 役員の任期はすべて4年とする。ただし再任を妨げない。顧問の任期はこれを定めない。

第三章 理事会

第10条 理事会に付議される事項は次の如くである。

1. 予算及び決算
2. 事業計画並びに事業報告
3. 会長・副会長・理事長・副理事長・監事・専門委員並びに顧問の承認または決定
4. 規約の改定
5. その他の重要事項

第11条 本協会の定時理事会は毎年1月上旬に開催する。

理事会が必要と認めたとき、または理事の十分の三以上のものから要求されたときは臨時理事会を開く。

第12条 理事会は会長が招集する。理事会の議長は出席した役員の中から選ぶ。理事会は第17条の場合を除き理事三分の一以上(委任状を含む)の出席によって成立する。

第13条 理事会の議事は出席理事(委任状を含む)の過半数で決定する。

第四章 経理

第14条 本協会の経費は次のもので支弁する。

1. 登記登録料
2. 事業収入
3. 寄付金または補助金

第15条 登記登録料及びその内訳については別に定める。

第16条 本協会の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

令和6年4月より登記登録料の徴収を停止

第五章 附則

第17条 本規約の条項は理事会において理事の二分の一以上(委任状を含む)出席し、その過半数の議決があれば改変出来る。

第18条 本規約の施行について必要があれば細則を定めることができる。

第19条 本規約は、平成6年4月1日より効力を生ずる。

平成20年1月一部改定 令和5年11月一部改定

〈細則〉

第一章 事務所に関する規定

第1条 本協会の事務所は原則として理事長所在の学校及び事務所におく。

第二章 登記登録に関する規定

第2条 本協会関係者は選手たると役員たると問わず登録または登記を毎年行わなければならない。

第3条 登録の有効期間は当該年度のみである。

第4条 登記登録の要領と登録登記料及びその内訳を次の如く定める。

- 小学生 … 登録料100円・加盟金0円
- 中学生 … 登録料200円・加盟金0円
- 高校生 … 登録料500円・加盟金3000円
- 一般 … 登録料500円・加盟金3000円
- 登記 … 登録料2000円・加盟金0円
- 審判 … 登録料5000円・加盟金0円

令和6年4月より登記登録料の徴収を停止

第三章 専門委員会規定

第5条 本協会に専門委員会を設け、総務・競技・強化・記録・審判・普及及び技術において協会事務を処理する。

第6条 各部は部長1名、委員若干名を以て組織する。必要あるときは副部長をおくことができる。

第7条 部長は部を統轄しその業務について責に任ずる。副部長は部長を助け必要あるときは部長の業務を代理する。委員は部の業務を処理する。

第8条 総務部は次の各項に関する事務を処理する。

1. 役員会の準備及びその議事録の作成
2. 登録登記に関する事項
3. 金銭の出納に関する事項
4. 予算の立案並びに決算に関する事項
5. その他、他部に属さない一切の事項

第9条 競技部は次の各項に関する業務を分担する。

1. 競技会の計画立案並びに準備に関する事項
2. 競技会の運営に関する事項
3. 陸上競技の技術研究及び指導に関する事項
4. その他競技会に関する事項

第10条 強化部は次の各項に関する業務を分担する。

1. 地区内の陸上競技の技術・競技力の向上に関する事項
2. 三泗地区代表選手の選考及び指導に関する事項
3. 合宿の計画・実施に関する事項

第11条 審判部は次の各項の事務を処理する。

1. 競技規則の研究に関する事項
2. 競技会の審判に関する事項
3. 審判員の指導講習に関する事項
4. 公認審判員の推薦並びに申請に関する事項

第12条 記録部は次の各項に関する事項

1. 三泗地区関係の陸上競技記録の調査整理に関する事項
2. 三重県記録の記録公認申請に関する事項
3. 三泗地区陸上競技記録順位の作成

第13条 普及部は次の各項に関する業務を分担する。

1. 陸上競技の研究及び指導に関する事項
2. 指導者の育成及び陸上競技の普及に関する事項

- 第14条 技術部は次の各項の事務を処理する。
1. 競技場・競走路・競歩路の調査、設置の指導、公認に関する指導
 2. 競技用器具の調査、製作改良の指導
 3. 競技場・競走路・競歩路、競技用器具の規定の研究

第四章 公認審判規定

- 第15条 本協会の主催する競技会は補助員を除きB級以上の公認審判員を以て編成し、少なくともB級以上の審判員5名を含んでいなければならない。
- 第16条 審判員は競技会に於いて審判員となる時規定の審判員章をつけ審判員証を所持しなければならない。
- 第17条 A・B級審判員は本協会より推薦し三重陸協審判部において審査し、三重陸協審判部において審査し、三重陸協が委嘱する。
- 第18条 審判員の公認申請は三重陸協所定の用紙に記載事項を漏れなく記入し、三重陸協審判部に申請を行わなければならない。これを以て、本協会の審判員の登録とする。
- 第19条 公認審判員は本協会の主催する競技会に対する審判依頼を受けたら差支えない限りその要請に応じなければならない。公認審判員は絶えず審判技術の研鑽に努力しなければならない。理由なく義務を怠り1年以上にわたる時は必然的にその審判資格を失う。

第五章 表彰に関する規定

- 第20条 本協会の為永年役員としてその推進力となり功勞の多かつた者に対して功勞賞および記念品を贈呈して之を表彰する。受賞者の選定は理事会の決議による。功勞賞は一度授与したならば再び同一の者に授与しない。
- 第21条 本協会管下の競技者及び団体に対して全国大会において入賞した者に対して勲功賞を授与する。勲功賞は一度授与したならば再び同一の者に授与しない。
- 第22条 本協会登記登録者が三重県陸上競技最高記録、三重県高等学校陸上競技最高記録、三重県中学校陸上競技最高記録を樹立した時は最高記録賞を授与する。

第六章 激励費規定

- 第23条 三泗地区内の学校及び一般に対して次の大会に出場するにあたり激励費を支給する。
1. 大会は次のとおりである。
 - 小学校 … 全国小学生陸上競技交流大会
 - 中学校 … 全日本中学校陸上競技選手権大会、U16陸上競技大会
U16都道府県代表4×100mリレー、全国中学校駅伝競走大会
全国都道府県駅伝大会、国民スポーツ大会
 - 高 校 … 全国高校総合体育大会、全国高校定時制通信制体育大会
U20日本陸上競技選手権大会、U18陸上競技大会
全国高校駅伝競走大会、日本陸上競技選手権大会
全国都道府県駅伝大会、国民スポーツ大会
 - 大 学 … 日本陸上競技選手権大会、日本学生陸上競技選手権大会
日本学生対抗選手権大会、U20日本陸上競技選手権大会
全国都道府県駅伝大会、国民スポーツ大会

実業団 … 日本陸上競技選手権大会、全日本実業団対抗選手権大会
U20日本陸上競技選手権大会、全日本実業団駅伝競走大会
全国都道府県駅伝大会、国民スポーツ大会

2. 激励費の内訳は次の如く定める。
 - ①個人出場は1人1大会につき、5000円とする。
 - ②団体出場(駅伝・リレー等)はエントリー人数×5000円とする。
3. 支給するにあたり、当該学年及び一般は所定の請求書と出場資格を証明するものを添えて事務局へ請求する。
4. その他の場合は理事会の承認を経て決定する。

第七章 旅費規程

第24条 本協会から役員を派遣するときは次の規定に基づく。

1. 選手団編成の場合は旅費・宿泊費は選手団と統一、雑費として1日1000円とする。
2. その他の場合は理事会の承認を経て決定する。

第八章 弔慰金等の規定

第25条 第3条による関係者の配偶者及び血族一親等以内の者が死亡した場合に弔慰金並びに並びに供花を給する。弔慰金は10000円とする。その他、理事長が特に配慮を要する該当者があるときは、その者に対しても弔意を専決することができる。